

一般社団法人長野県自動車販売店協会運営細則

長自協 細則第1号

一般社団法人長野県自動車販売店協会定款第45条の規定に基づき、一般社団法人長野県自動車販売店協会運営細則を次のとおり定める。

平成23年4月1日

一般社団法人長野県自動車販売店協会
理事長 宇 都 宮 保

一般社団法人長野県自動車販売店協会運営細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、一般社団法人長野県自動車販売店協会（以下「本会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 入退会及び会費

(入会及び退会手続き)

第2条 本会の正会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）により、原則として2名以上の理事の推薦を得て理事長に提出しなければならない。

2 賛助会員になろうとする者は、入会申込書（様式第2号）により、理事長に提出しなければならない。

3 名誉会員については、総会において推薦するものとし、入会手続きを省略することができる。

4 本会を退会する場合は、退会届（様式第3号）により理事長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第3条 正会員並びに賛助会員は、次の区分により、入会金及び会費を納入しなければならない。

(1) 正会員

ア 入会金 20万円

イ 団体会員の会費（月額）

均等割 25,000円

台数割 大型車1台当り 300円

その他1台当り 60円

（台数の算出は、当月の新車販売台数を基礎とする。）

ウ 個人会員の会費（月額） 25,000円

(2) 賛助会員

ア 入会金 20万円

イ 次年度から年会費 20万円

- 2 前項の入会金は、会員となった月末日までに、また、会費は、当月の販売実績をもって翌月10日までに、指定された銀行口座に振り込まなければならない。

第3章 理事長三役会議

(三役会議)

第4条 理事長は、必要の都度、副理事長及び専務理事と懸案事項について 事前協議を行うことができる。

- 2 理事長は、必要により各部長などの出席を求めることができる。

第4章 部会及び地区委員会

(部 会)

第5条 本会定款第4条に定める事業を推進し、自動車販売事業の健全な経営基盤の確立を図るとともに、地域社会に貢献するため必要な組織として、次の部会を設置することができる。

総務部会 大型車部会 普通車部会 中古車部会 サービス部会

- 2 部会に関する事項は別に定める。

(地区委員会)

第6条 本会の事業活動が地域に密着した有効な活動として推進されるために、流通合理化委員会地区委員会及びサービス部会地区委員会を設置することができる。

- 2 流通合理化委員会地区委員会は、次に掲げる地域に設置し、店長、もしくは営業所長をもって構成する。

(大型車部会関係)

(1) 北信地区 (2) 東信地区 (3) 中信地区 (4) 南信地区

(普通車部会関係)

(1) 長野北地区 (2) 長野南地区 (3) 更埴地区 (4) 須高飯山地区

(5) 上田地区 (6) 小諸佐久地区 (7) 松本地区 (8) 塩尻地区

(9) 大町安曇地区 (10) 諏訪地区 (11) 伊那地区 (12) 飯田地区

(13) 木曾地区

- 3 サービス部会地区委員会は、次に掲げる地域に設置し、サービス担当責任者をもって構成する。

(1) 長野北地区 (2) 長野南地区 (3) 高水地区 (4) 上田地区

(5) 小諸佐久地区 (6) 松本北地区 (7) 松本南地区 (8) 大町地区

(9) 諏訪地区 (10) 伊那地区 (11) 飯田地区 (12) 木曾地区

- 4 地区委員会活動は、本会の事業計画に基づき実施するものとし、活動結果については本会事務局に報告するものとする。

第5章 専務理事の権限

(職務権限)

第7条 専務理事は、理事長の命を受け本会の事業及び運営に対する総合的な企画及び管理に当るほか、関係機関・団体との連絡協調を図り、本会の円滑な運営に努めるものとする。

第6章 事務局

(事務局職員)

第8条 本会定款第44条に定める事務局には、事務局長のほか次の職員を置くことができる。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 部・課長(所長) | 若干名 |
| (2) 係長・主任 | 若干名 |
| (3) 書記 | 若干名 |

2 前項に定める職員のほか、嘱託職員または臨時職員を置くことができる。

(事務局職員の職務権限)

第9条 事務局長は、専務理事の指揮を受けて事務局を統轄し事務を掌理するものとする。

- 2 部・課(所)長は、上司を補佐して所掌事務を分掌処理するほか、部下職員を指導監督するものとする。
- 3 上記以外の職員は、上司の命を受けて担任業務に従事するものとする。

第7章 専決・代決等

(専決)

第10条 専務理事は、次に掲げる事項について専決することができる。但し、あらかじめ理事長が指定した重要な事業の執行を除くものとする。

- (1) 収支予算書に基づく予算の執行に関する事。
- (2) 職員の定例的な諸願届の処理に関する事。
- (3) 職員の会務のための出張命令に関する事。
- (4) 他機関・団体等に対する照会及び回答に関する事。
- (5) 前号までに掲げるもののほか、理事長からあらかじめ委任された事項に関する事。

(代決)

第11条 専務理事が不在で急を要するときは、事務局長が前条の事項を代決することができる。

第8章 雑 則

第12条 本会の役員及び部会・委員会の委員等は、他の団体との兼務を妨げない。

第13条 この細則に定めるもののほか、本会の運営及び事務職員の人事・運用等に関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この細則は、令和元年10月21日一部改正

(様式第1号)

正 会 員 入 会 申 込 書

年 月 日

一般社団法人長野県自動車販売店協会
理事長 宇 都 宮 進 一 殿

申込者

住 所

会 社 名

代表者名

㊟

貴会の目的に賛同し、入会を申し込みます。

(推薦理事)

運営細則第2条の定めるところにより、上記

社

の入会について推薦いたします。

理事

㊟

理事

㊟

(様式第2号)

賛助会員入会申込書

年 月 日

一般社団法人長野県自動車販売店協会
理事長 宇 都 宮 進 一 殿

申込者

住 所

会 社 名

代表者名

㊟

貴会の事業目的に賛同し、賛助会員として入会を申し込みます。

(様式第3号)

退 会 届

年 月 日

一般社団法人長野県自動車販売店協会
理事長 宇 都 宮 進 一 殿

住 所

会 社 名

代表者名

㊟

この度、都合により貴会を退会させていただきます。